さっぽろ子育てサポートセンター会則

（名称）
第１条　この会は、さっぽろ子育てサポートセンター（以下「センター」という。）という。
（事務局）
第２条　センターは、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が運営し、その事務局を社協（札幌市中央区大通西 19 丁目 1-1）内に置く。
（目的）
第３条　この会則は、安心して子育てできる環境づくりを目指し、センターにおいて子育ての援助を行いたい者と子育ての援助を受けたい者を組織化し、市民相互による援助活動（以下「援助活動」という。）を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。
（会員）
第４条　会員は、センターの趣旨を理解し、子育ての援助を行いたい者と子育ての援助を受けたい者であって、センターの承認を得た者とする。
２　会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。
(1)　札幌市内に居住している者とする。ただし、依頼会員にあっては札幌市内に勤務先等を有する者も含む。
(2)　原則としてセンターの実施する説明会を受講した者とする。ただし、センターが受講する必要がないと認める者については、この限りでない。
(3)　提供会員にあっては、心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する満 18 歳以上の者であって、原則としてセンターの実施する講習会を受講した者とする。ただし、センターが受講する必要がないと認める者については、この限りでない。
(4)　依頼会員にあっては、小学校６年生までの子どもを有する者とする。
３　提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。
（入会）
第５条　会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式１）により、センターへ申し込まなければならない。
２　センターは、入会を承認したときは会員として登録し、会員証（様式２）を発行するものとする。
３　提供会員が新たに入会する際において、過去に虐待や不適切な行為を行っていないかセンターが提供会員に聞き取り等を行い、そのような行為を行っていることが確認できた場合は、登録を差し控える。
４　会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、速やかにセンターに届けなければならない。
（保険）
第６条　センターは、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、地域子育て支援事業補償保険又はこれに準じる保険に一括して加入するものとする。
（会員の義務）
第７条　会員は、次の各号に掲げる義務を負う。
(1)　援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。
(2)　援助活動を通じて物品の販売若しくはあっせん及び宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。
２　提供会員は、次の各号に掲げる義務を負う。
(1)　援助活動中の子どもの安全確保に努めなければならない。
(2)　援助活動中の子どもに異常を認めたときは、速やかに依頼会員に連絡するとともに、センターに報告しアドバイザー等の指示を仰ぎ、状況に応じた適切な処置をとるものとする。
(3)　原則として、同時に複数の依頼会員に対し援助活動を行ってはならない。

（会員の資格喪失）
第８条　会員は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。
(1)　センターに退会届（様式３）を提出したとき。
(2)　札幌市外に転出したとき。ただし、依頼会員であって札幌市内に勤務先等を有する者はこの限りでない。
２　センターは、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。
(1)　会員としてふさわしくない行為があったとき、又は提供会員が虐待や不適切な行為を行ったことが判明したとき。
(2)　会員が前条に定める義務に違反したとき。
３　会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。
（援助活動の内容）
第９条　提供会員による援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。
(1)　保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等を行う施設、小学校及び放課後児童クラブ（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで子どもを預かること。
(2)　保育施設等の終了時間後、子どもを預かること。
(3)　保育施設等への子どもの送迎を行うこと。
(4)　通院、冠婚葬祭等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること。
(5)　病後の体力回復期、保育施設等の休日その他の事由がある場合において、臨時的に終日子どもを預かること。
(6)　その他子育て支援のために必要とセンターが認める援助を行うこと。
２　前項の援助活動は、提供会員の自宅において行うものとする。ただし、提供会員と依頼会員との間で合意がある場合は、依頼会員の自宅において行うことができる。
３　宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。
（援助活動の時間）
第 10 条　援助活動は、原則として午前６時から午後 10 時までの間の必要な時間とする。
２　援助時間は、１回につき原則として 30 分以上とする。
３　援助時間は、次の各号に掲げる時間をいう。
(1)　子どもを自宅で預かる場合は、提供会員が子どもを預かったときから、依頼会員が子どもを迎えに来たときまでとする。
(2)　保育施設等への送迎の場合は、提供会員が子どもを預かったときから保育施設等に送り届けたときまで、及び保育施設等から預かり、依頼会員へ引き渡したときまでとする。
（援助活動の実施方法）
第 11 条　依頼会員は、援助を必要とする場合には、アドバイザー等に対して援助の申込みをするものとする。
２　依頼会員から援助の申込みを受けたアドバイザー等は、援助の内容、日時など必要事項を確認し、提供会員との調整を行うとともに、援助依頼受付簿（様式４）に記録するものとする。
３　依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
４　依頼会員は、事前打ち合わせ票（様式５）に記入のうえ、子どもとともに援助活動を実施する会員宅で、センターより紹介された提供会員と事前に打ち合わせを行う。ただし、緊急の場合及び打ち合わせをする必要がないとセンターが認める場合については、この限りでない。
５　提供会員は、援助活動の実施後、活動報告書（様式６）に記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。
６　提供会員は、前項の報告書及び月間活動報告書（様式７）を翌月５日までにアドバイザーに報告するものとする。
７　サブ・リーダーが依頼会員から援助の申込みを受けた場合は、アドバイザーと同様の方

法で提供会員へ連絡する。

（報酬等）

第 12 条　依頼会員は、提供会員に対し、援助活動の終了後別に定める基準に従って報酬等を支払うものとする。

（センターの業務）

第 13 条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　会員の募集、登録その他の会員組織に関すること。

(2)　援助活動の調整及び相談に関すること。（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む）

(3)　会員に対して援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催に関すること。

なお、新規提供会員講習会において救命救急講習と虐待防止に関する講習は必ず実施する。

(4)　会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催に関すること。

(5)　アドバイザーとサブ・リーダーの定期的な情報交換のための連絡調整会議の開催

(6)　関係機関との連絡調整に関すること。

(7)　定期的な広報紙の発行等広報に関すること。

(8)　前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に必要と認められること。

（アドバイザー、サブ・リーダー、エリア・リーダー）

第 14 条　センターに、アドバイザーを配置する。

２　アドバイザーは、前条に規定するセンターの業務に関する事務処理を行うほか、次に掲げる業務を行う。

(1)　事業内容の周知、啓発

(2)　サブ・リーダーの選任、育成指導

(3)　エリア・リーダーの選任、育成指導

(4)　センターの経理事務等の業務運営

(5)　会則の制定に関する業務

(6)　アドバイザーとサブ・リーダーの定期的な情報交換のための連絡調整会議の開催

３　一定の地域等を単位としてグループを作り、そのグループ会員の統括及び援助活動の調整等を行う世話役としてサブ・リーダーを選任する。委嘱期間は原則 1 年とするが、任期満了後、引き続き委嘱の必要があり、かつサブ・リーダーが希望する場合再任は妨げない。

４　サブ･リーダーは、アドバイザーの指導のもと次に掲げる業務を行う。

(1)　グループ会員の統括

(2)　グループ会員の募集

(3)　アドバイザーとの連絡調整

(4)　グループ会員との連絡調整

(5)　グループ会員の援助活動の調整

(6)　各グループのサブ・リーダーとの連絡調整

(7)　担当区のエリア・リーダーとの連絡調整

５　サブ・リーダーが担当するグループの複数を統合しエリアを作り、そのエリアのサブ・リーダーを補完するエリア・リーダーを選任する。エリア・リーダーの委嘱期間は原則 1 年とするが、任期満了後、引き続き委嘱の必要があり、かつエリア・リーダーが希望する場合再任は妨げない。

６　エリア･リーダーは、アドバイザーの指導のもと次に掲げる業務を行う。

(1)　担当エリアのサブ・リーダー業務代行や補助

(2)　担当エリアの会員募集

(3)　アドバイザーとの連絡調整

(4)　エリア・リーダー間の連絡調整

(5)　担当エリアのサブ・リーダーとの連絡調整

附　則
この会則は、平成 13 年５月 21 日から施行する。
附　則
この会則は、平成 14 年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成 15 年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成 15 年 10 月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成 16 年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成 17 年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成 20 年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成 23 年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成 25 年４月１日から施行する。
附　則
この会則は、平成 27 年２月 23 日から施行する。
附　則
この会則は、平成 27 年４月 1 日から施行する。
附　則
この会則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
附　則
この会則は、令和４年４月 1 日から施行する。
附　則
この会則は、令和７年 10 月 1 日から施行する。